

街頭交通指導実施マニュアル

平成29年3月作成



沖縄県警察本部交通部交通企画課

【街頭交通指導を行う皆さんの役割】

- 歩行者、特に幼児や児童が安心して道路を横断できるように援助し、交通事故に遭わないようにする
- 幼児や児童に基本的な交通ルールを教え、道路利用者として安全に道路を利用できるように指導する

県民の交通安全意識を高めるために重要な役割！

【基本的事項】

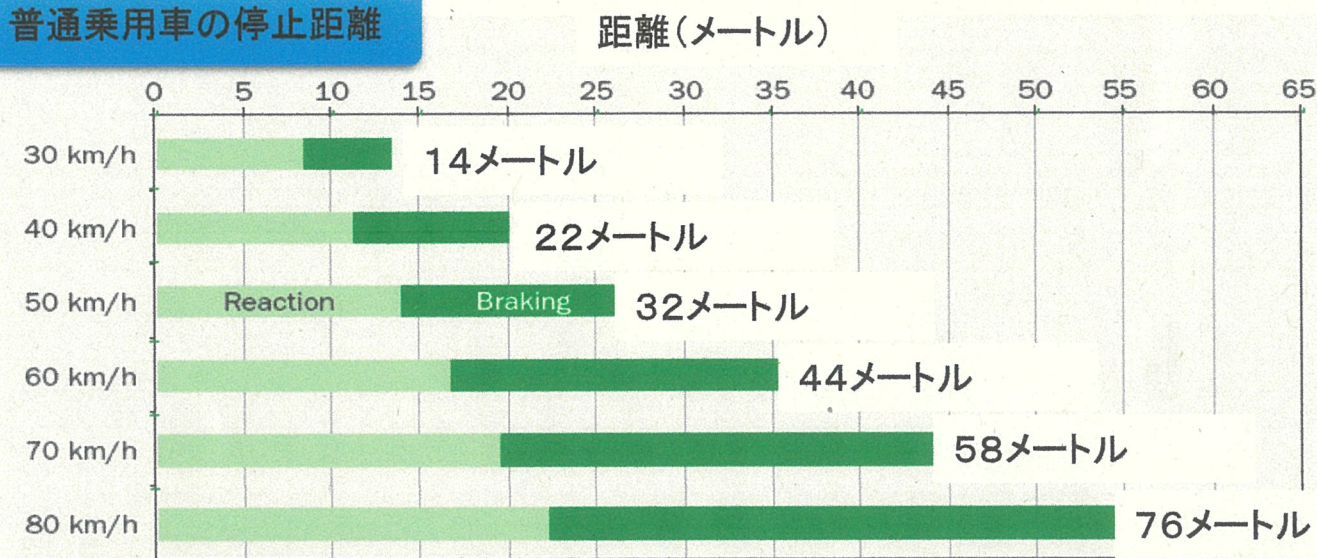
- 街頭交通指導を行う際は、ボランティア自身が事故に遭う危険性も高いことから動作を大きく、明確に行い、自らの安全に注意を払うこと
また、蛍光チョッキの着用や交通安全旗等も活用すること
- 車両の流れが見え、かつ車両の運転手が気付く安全な場所(歩道又は路側帯)に立つこと
- 法律上、自動車を停止させる等の権限がないので、車がない時や確実に車が停止した時を的確にとらえ、「幼児、児童等を安全に横断させる」ことを重点におき、誘導、整理に当たること
- 誘導・整理中に交通事故が発生したときは速やかに警察官に通報すること
- 斜め横断や横断歩道外での不適切な横断を行っている歩行者を見た場合は、声掛けをしたり、警笛を鳴らすなどして積極的に指導すること



【街頭交通指導を行うに当たっての注意事項】

- 車に対する停止合図は、相当の安全距離を持って行うこと
～走ってくる車は交通安全旗を出してもすぐには止まらないことを常に考えて、交通安全旗を出すようにすること

普通乗用車の停止距離



- 走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合には、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるよう横断者に指導すること
- **押しボタン式の歩行者信号機**は、自動車の運転者が信号の灯火の変化

県民が交通ルールをしっかり守り、交通マナーを高めて行くためには、皆さんの力が不可欠です。

力をあわせて、交通事故のない安全で安心な沖縄県を築いていきましょう！！



【街頭交通指導の配置が必要な場所】

歩行者の往来が多い箇所のうち、**交通量**、**交通事故発生状況**などを勘案して、配置箇所を検討

- ① 小中学校付近の交差点・横断歩道
- ② 通学路の交差点・横断歩道



【街頭交通指導の位置の選び方】

道路の形態・交通量などを十分に検討し、安全を第一に考え、次のような場所を選定すること

- ボランティアから、付近の道路や交通状況がよく見えるところ
- 運転者や歩行者から、指導員の行う合図がよく見えるところ
- 指導員自身が危険でない安全なところ
- 車道と歩道の区別のあるところでは原則として歩道、歩道のないところでは道路の端に位置する
- 車の進行方向に対して横断歩道の手前に位置する

【交差点における街頭交通指導要領】

役割

【交差点で起きやすい歩行者事故】

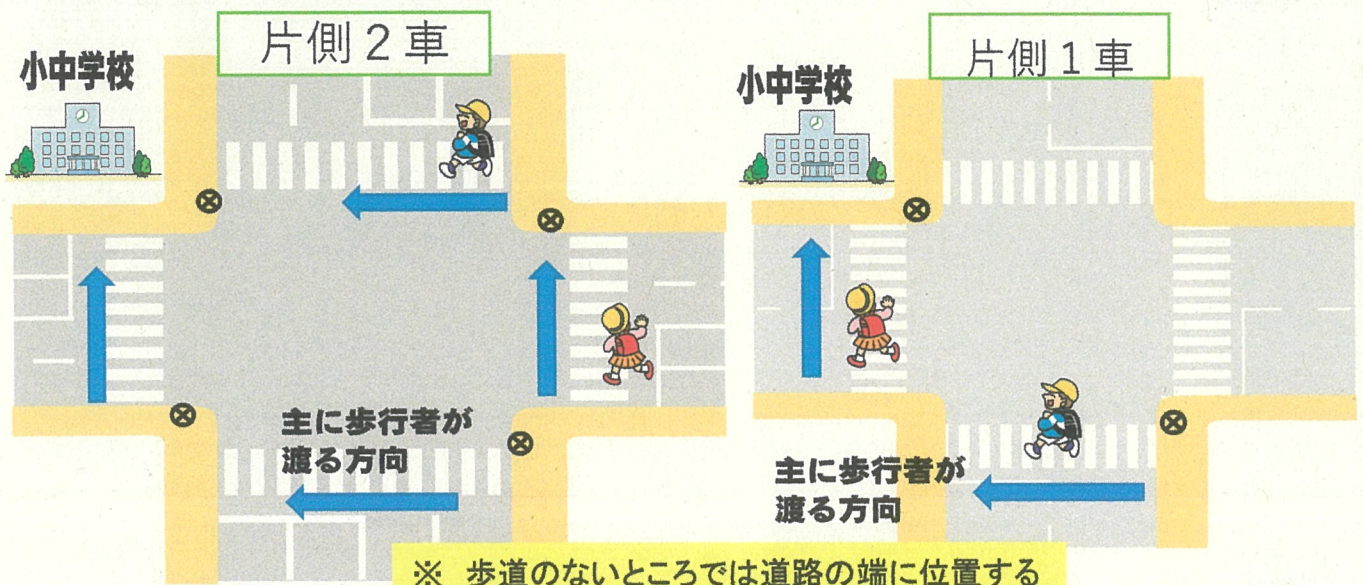
- 交差点右左折時における走行車両の歩行者の見落とし
- 信号が青点滅になった時などの無理な横断

- ★ 運転者に歩行者の存在を知らせる
- ★ 歩行者に無理な横断をさせない



配置

- 体は、原則として車道に向けること
- 片側二車線以上の大きな交差点は、可能な限り4名配置やむを得ず4人配置できない場合には、横断者が多い側に立っておき、横断者がいる場合には適宜対応する
- 2人以上の場合は原則として対角線上に立ち、双方が連携して交通誘導を行う



配置人数が少数の場合には、歩行者をまとめて同じ横断歩道を渡らせるよう誘導して、あちこちから横断させないように工夫しましょう



図は原則的な位置を示しており、車両や歩行者の交通量、交通事故の発生状況に応じて配置人数を増減させること

信号のある交差点

児童への基本的指導事項

- 信号機の信号の種類と意味、信号機の信号に従って通行しなければならないこと。
- 信号が青になっても、右左の車が止まったのを確かめて横断すること。

誘導位置(例)～4人で誘導する場合～

歩行者用信号が赤色のとき



歩道に立ち、歩行者が飛び出しや無理

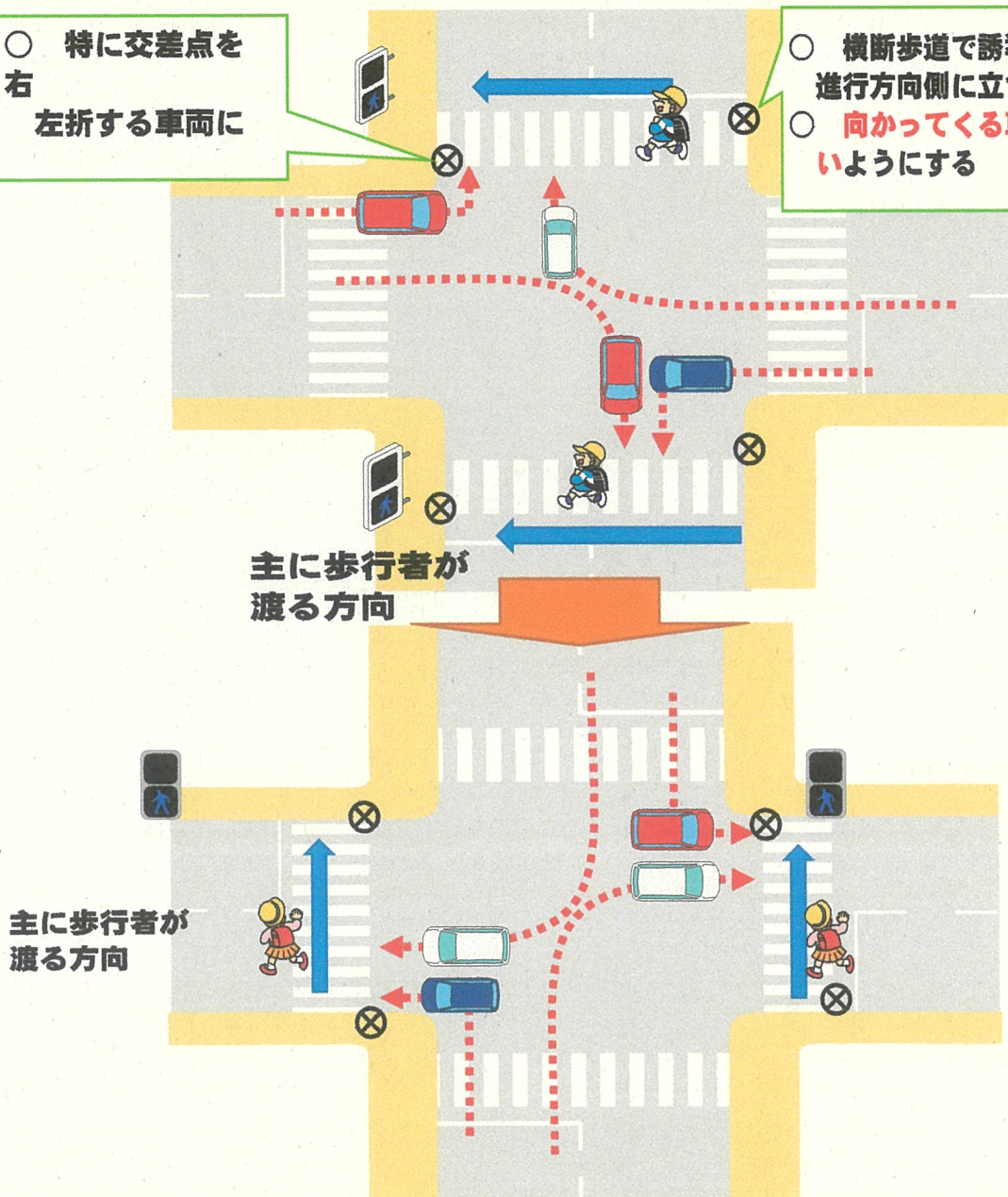
歩行者が横断歩道を渡っているとき



車の進行方向に対して横断歩道の手

- 特に交差点を右左折する車両に

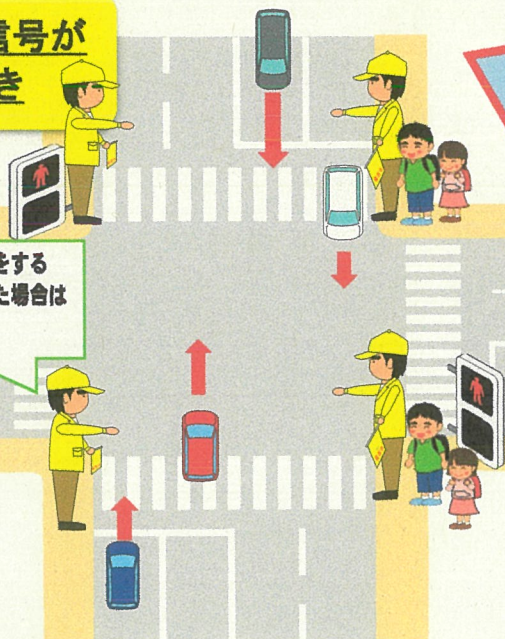
- 横断歩道で誘導を行うときは車の進行方向側に立つ
- 向かってくる車の正面には立たないようにする



交通誘導の方法

①歩行者信号が赤のとき

○対向から飛び出し等をする児童がいるのを確認した場合は警笛等で制止する



歩行者を歩道上で停止させる

交通安全旗を歩行者の前で水平にあげて、歩行者を歩道上に停止させる。

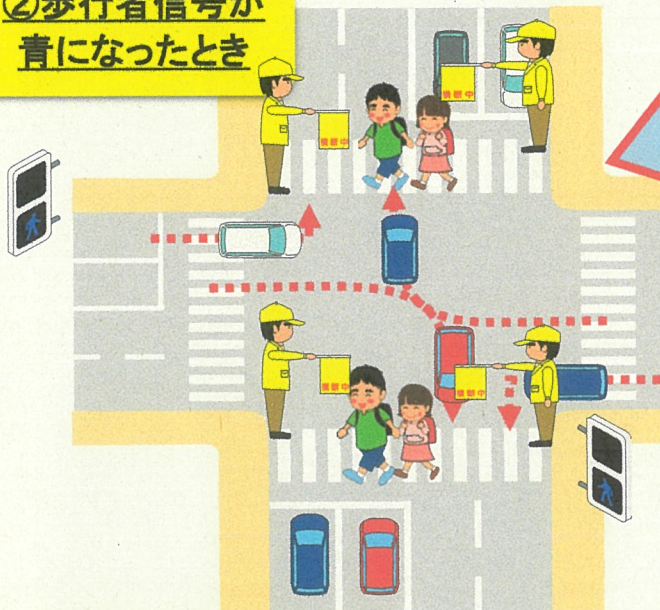
↓
歩行者用信号機が「青」になるのを待つ。

歩行者を安全に横断させる。

交通安全旗を大きく振り、車両(特に右左折してくる車両)に歩行者の存在を知らせ、必ず車が停止したのを確認

↓
安全な状態になってから交通安全旗を車両の前方に水平に出して、歩行者を横断させる。

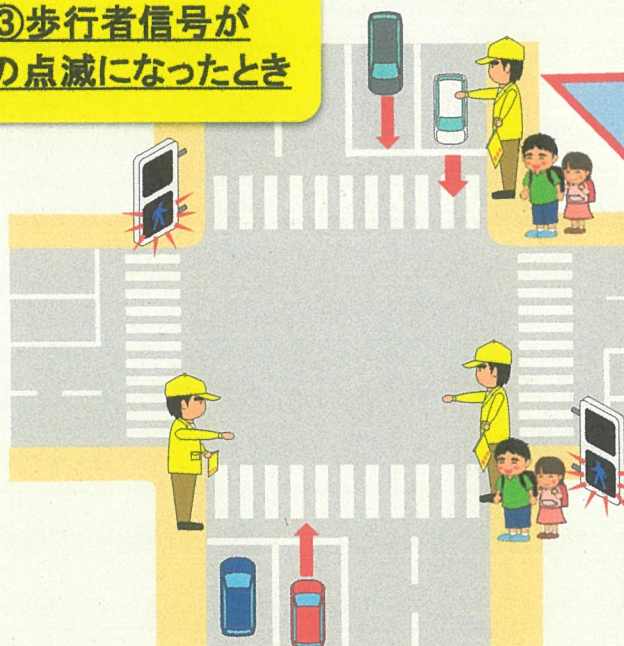
②歩行者信号が青になったとき



横断歩道外からの横断、車の直前直後からの横断等危険な横断をしようとしている歩行者を見かけたとき

↓
警笛を強く、短く2～3回吹き鳴らす。

③歩行者信号が青の点滅になったとき



新たに歩行者を横断させない
横断途中で青の点滅に変わったら、できるだけ早く横断させる

交通安全旗を歩行者に向けて水平に上げ、歩行者を歩道上に停止させる。

横断歩道の信号機が「青」から「赤」に変わったとき

↓
警笛を長く1回吹く。

信号のない交差点

児童への基本的指導事項

- 横断歩道橋、横断用地下道又は横断歩道が近くにある場合には、これらを利用して横断すること。
- 横断歩道橋、横断用地下道又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって左右の安全を十分に確認すること。

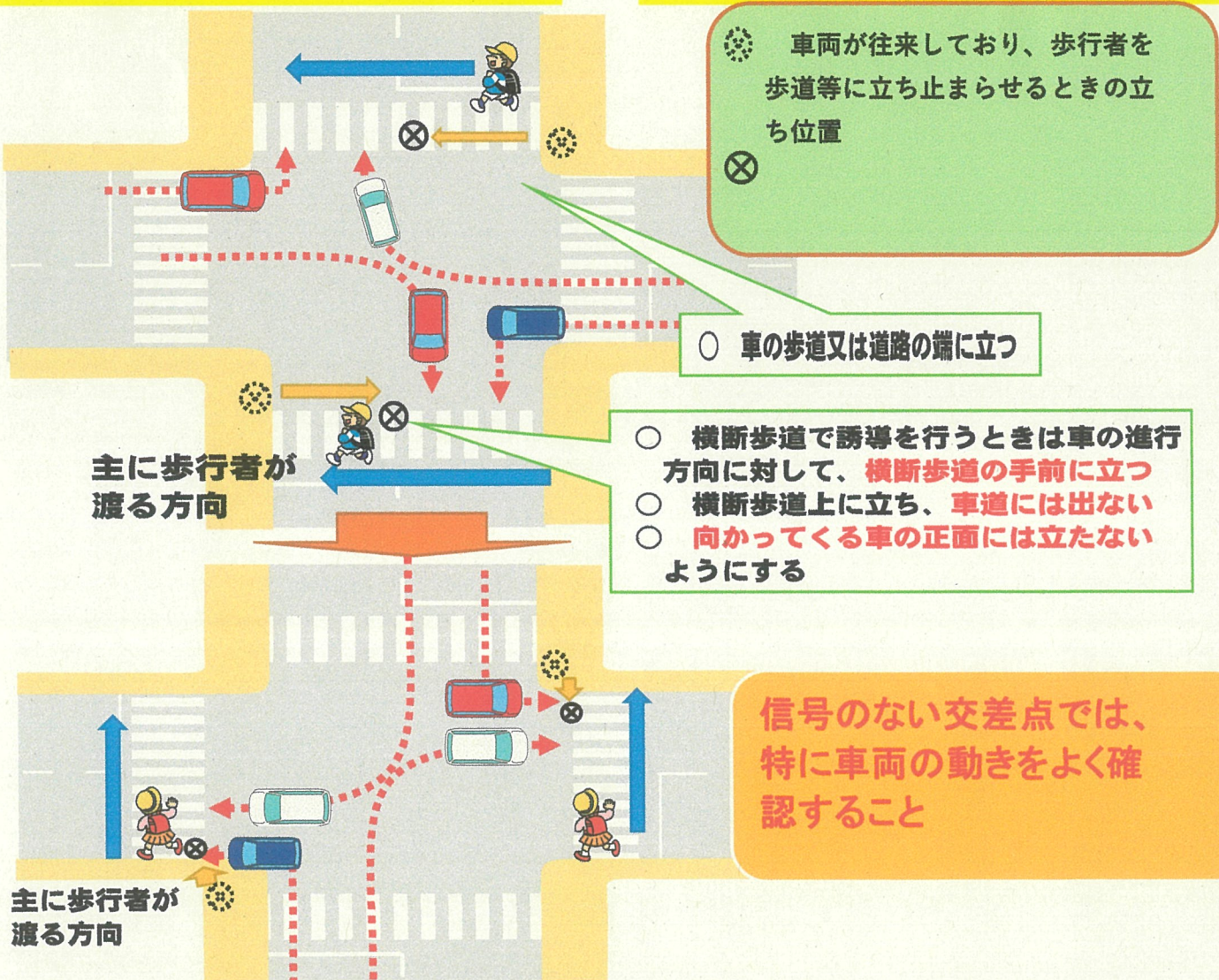
誘導位置(例)～二人で誘導する場合～

車両が往来しているとき

↓
歩道に立ち、歩行者が飛び出しや無理な横断をしないよう歩道等に

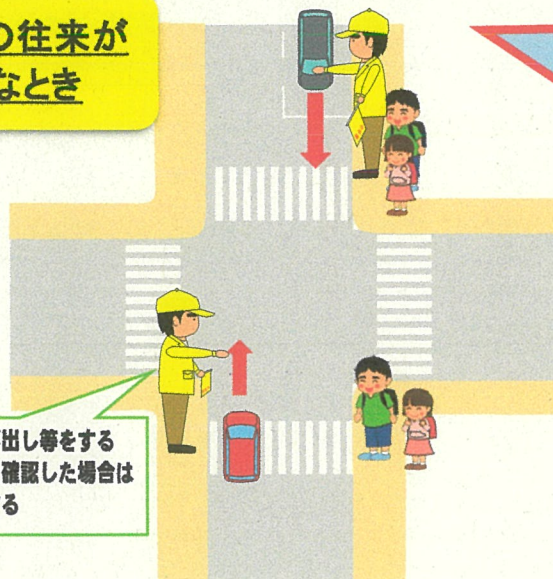
歩行者が横断歩道を渡っているとき

↓
車の進行方向に対して横断歩道の手前に立ち、歩行者の存在を運転者に



交通誘導の方法

① 車両の往来が 頻繁なとき

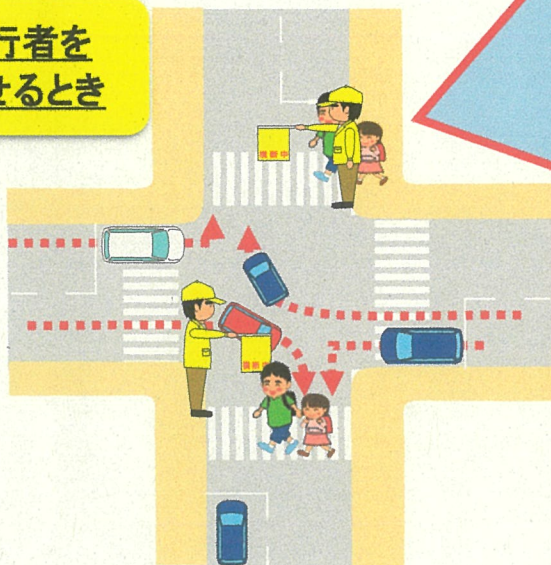


歩行者を歩道上で停止させる

交通安全旗を歩行者の前で水平にあげて、歩行者を歩道上に停止させる。

○ 対向から飛び出し等をする
児童がいるのを確認した場合は
警笛等で制止する

② 歩行者を 横断させるとき



歩行者を安全に横断させる。

原則として数人まとまったときに、
車の切れ目を見計らって誘導



車が完全に止まったか、やってくる
車がないかを確認し、安全な状態に
なってから交通安全旗を車両の前方
に水平に出して、歩行者を横断させ
る。

※ 歩行者が道路を横断するときは、
手を上げて、左右の安全を確認さ
せ、もう一度右を確認させてから
横断させる

横断歩道外からの横断、車の直前直後
からの横断等危険な横断をしようとして
いる歩行者を見かけたとき



警笛を強く、短く2～3回吹き鳴らす。

【単路における街頭交通指導】

役割

【単路で起きやすい歩行者事故】

- 走行車両の直前・直後での横断
- 歩行者の急な道路の飛び出し

★ 歩行者に無理な横断をさせない

立ち位置(例)～一人で誘導する場合～

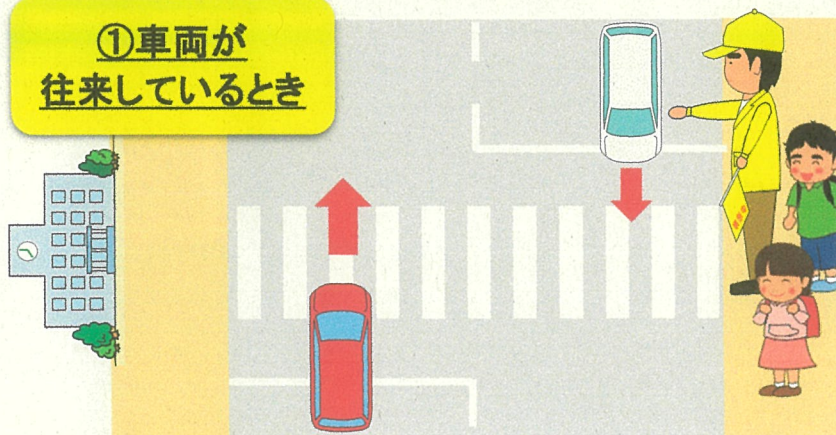
- 車両に対して、歩行者の渡りはじめを知らせることができる位置に立つ
- 車の進行方向に対して、横断歩道の手前に立つ
- 歩行者及び運転者からよく姿が見える位置に立つ(車道よりの歩道の端)



※ 歩道がないところでは

交通誘導の方法→信号のある場所・ない場所で同様

①車両が
往来しているとき



歩行者を歩道上で停止させる。

交通安全旗を歩行者の前で水平にあげて、歩行者を歩道上に停止させる。

特に走ってくる児童には早めに声をかけて一時停止させる。

②歩行者を
横断させるとき



歩行者を安全に横断させる。

車の切れ目を見計らって、左右の交通に注意し、必ず車が停止したのを確認



安全な状態になってから交通安全旗を車両の前方に水平に出して、歩行者を横断させる。